

空家除却補助金のご案内

空家の除却(解体)工事に係る費用の一部を補助します。

老朽化した空家を所有されている方は、ぜひご活用ください！

補助額

最大30万円

(除却工事に係る費用の3分の1)

※家財道具などの処分費用は含まれません。

主な要件

- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ・1年以上居住及び使用していないこと
(申請日より1年以上前に電気・水道・ガスのいずれかの使用を中止していること)

注意点

- ・補助金の交付決定前に除却工事を行った場合は補助金の交付を受けることは出来ません。
- ・申請受付期間:4月1日から1月末まで
- ・実績報告期間:3月末まで
- ・被相続人居住用家屋等確認申請(空家の譲渡所得の3,000万円特別控除)の併用をご検討される場合には、事前にご相談ください。
- ・補助金の活用をご希望の方は、期間に余裕をもって申請をお願いします。

手続きの流れ

事前相談

申請書類の用意
※除却工事の見積もり

補助金交付申請

補助金交付決定
※申請から決定まで
10日程度要します。

除却工事

実績報告

補助金交付



その他の要件等については
建築指導課へご相談ください



富士見市「空家に関する補助制度について」ホームページ

【問合せ】

富士見市建設部建築指導課 建築指導・住宅グループ

住所：富士見市大字鶴馬1800番地の1

電話：049-252-7127